労働条件の変更方法に関する項目

平成３０年１２月１８日付けで提案した「地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う非常勤職員の勤務労働条件の改正について」、合意や理解を得られるよう、協議や説明を行ってまいります。

任用根拠の説明に関する項目

総務省が示した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第２版）において、「会計年度任用職員」の任用根拠について「新地方公務員法第１７条及び第２２条の２」と示されているところです。

勤務時間に関する項目

非常勤講師の勤務時間については、労働条件明示書等において「付随する準備や評価」として、授業時間の開始時間の前５分、終了時刻の後５分を含む旨を明示する。なお、授業１時間が５０分に満たない場合の勤務時間は、授業に連続する準備や評価の時間と合算して６０分である旨を明示する。

また、厚生労働省から示されている「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえ、適正な労働時間の管理に取り組んでまいる。

なお、「地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う非常勤職員の勤務労働条件の改正について」は、平成３０年１２月１８日に提案したとおり。

賃金と期末手当に関する項目

報酬水準の検討にあたっては、現行の報酬単価は、概ね上限の目安の水準である常勤職員の初任給を超えている状況であるが、職務の内容や責任、在勤する地域、職務遂行上必要となる知識・技術に加え、人材の確保の観点といった要素を含め考慮した結果、現行水準の報酬額を維持することが適当と考えたもの。

今回は、会計年度任用職員制度への移行に伴う勤務労働条件の変更について提案しているところ。

任用期間に関する項目

非常勤講師の任用については、任用事由が生じるごとに任用しているところであり、任用期間等については、業務上必要な期間で任用しているところ。

条件付き採用及び人事評価の基準に関する項目

会計年度任用職員の条件付採用については、改正地方公務員法第２２条において、「職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。」とされ、同法第２２条の２第７項において「会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。」とされているところ。

改正地公法上、会計年度任用職員は、任期の長短にかかわらず、人事評価の対象となります。

会計年度任用職員としての非常勤講師の人事評価につきましては、「教職員の評価・育成システム」に基づく現行の評価・育成方法とは別の方法、現行の一般職非常勤職員の評価方法に倣う方法により評価を行うことを考えております。